

## 勸 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等を改正することを勧告する。

### 第1 本年の給与改定等のための改正

#### 1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

##### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

##### (2) 諸手当

###### ア 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を414,800円とすること。

###### イ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の日直勤務は4,400円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円とすること。

###### ウ 期末手当

###### (ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分(特別管理職員にあつてはそれぞれ1.1月分)とすること。

###### (イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分(特

別管理職員にあつてはそれぞれ0.625月分) とすること。

## エ 勤勉手当

### (7) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分(特別管理職員にあつてはそれぞれ1.1月分) とすること。

### (イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分(特別管理職員にあつてはそれぞれ0.525月分) とすること。

## 2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

## 3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

## 第2 国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直しのための改正

### 1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

第1の1の(1)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

### 2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正

第1の2の(1)による改定後の給料表を別記第5のとおり改定すること。

### 3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正

第1の3の(1)による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

## 第3 改定の実施時期等

### 1 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、第1の1の(2)のウ、第2及び第3の2については平成31年4月1日から実施すること。

### 2 経過措置

#### (1) 差額の支給

ア 第2による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

イ 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（アの職員を除く。）について、アによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、アに準じて、給料を支給すること。

ウ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮してア又はイによる給料を支給される職員との権衡上必要があ

ると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、ア又はイに準じて、給料を支給すること。

**(2) その他所要の措置**

(1)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。